

議案第101号

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

大田原市法定外公共物管理条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の1を次のように改める。

1 法定外公共物を使用する場合

種 別	使用料		
	単 位	金額（円）	
電柱・支柱	1本1年につき	360	
電柱・電話柱	1本1年につき	320	
その他の柱類	1本1年につき	32	
埋設工 作物	内径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	76
	内径が0.4メートル以上のもの	1メートル1年につき	130
通路	幅員6メートル未満のもの	1平方メートル1年につき	70
	幅員6メートル以上のもの	1平方メートル1年につき	140
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	1,100	
その他のもの	1平方メートル1年につき	64	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。